

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和五年十二月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百四十七号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この
政令を制定する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正す
る。

本則の表八の項を次のように改める。

<p>戸籍法（昭和二十二年法律第八十号）第二十四号第一項及び第二十五条の二から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において用する場合を含む。）の四十八条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）の三項第一項、第二十条の六及び第二十一項、第二百二十六条の六第一項並びに戸籍に関する事務</p>	<p>八 戸籍法（昭和二十二年法律第八十号）第二十四号第一項及び第二十五条の二から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において用する場合を含む。）の四十八条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）の三項第一項、第二十条の六及び第二十一項、第二百二十六条の六第一項並びに戸籍に関する事務</p>
<p>3 戸籍法（昭和二十二年法律第八十号）第二十四号第一項及び第二十五条の二から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において用する場合を含む。）の四十八条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）の三項第一項、第二十条の六及び第二十一項、第二百二十六条の六第一項並びに戸籍に関する事務</p>	<p>1 戸籍法（昭和二十二年法律第八十号）第二十四号第一項及び第二十五条の二から第五項まで（これらの規定を同法第十二条の二において用する場合を含む。）の四十八条第一項及び第二十七条において準用する場合を含む。）の三項第一項、第二十条の六及び第二十一項、第二百二十六条の六第一項並びに戸籍に関する事務</p>
<p>戸籍電子証明書提供用識別符 号一件につき四百円</p>	<p>一通につき四百五十円</p>

<p>7 標準（戸籍法第百七十八條第一項）に基づき届出若しくは申規</p>	<p>6 発用は除項籍求に明るわ織に求に発子使用定より法し発子二戸籍法の第二百二十條の三第</p>	<p>5 書記定又一一い の載には項項て戸 交し基同か若準籍 付たづらしすす法 事く第百五は十二 項百五は十二 にか十まで十法 関れた六でのの二 する戸条のの二 証籍の規定第第 明に規定第第お</p>	<p>4 付定若項付籍の若一一い にし又の規し項項て戸 基く第は贍定くか若準籍 づは百同本にはらし用法 く第二法若基同第くす 除百十第しづ法五は十二 籍二条百くく第項第同 証十の二抄か二でのの二 明六二条本のれ十の十 書条第条本れ十の十 のの第一た六規二条第 交規項一交戸条定第第お</p>	<p>お証贍一証う け明本の明者 る書若事書が 当のし項が同 該請くを証時 発求を証明当 行を抄明す該 除く場は戸籍 （合）又（除）は戸籍と子</p>
<p>て、認離一 知、婚通に の、養子 届出の縁づ の、養子 受理の縁組 に、養子 つ、縁組 定、縁組</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符 号一件につき七百円</p>	<p>円証明事項一件につき四百五十</p>	<p>一通につき七百五十円</p>	

<p>本則の表十六の項の2のホの(1)中「百十八万円」を「百四十五万円」に改め、同項の2のホの(2)中「百四十一万円」を「百七十二万円」に改め、同項の2のホの(3)中「百五十九万円」を「百九十二万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百九十五万円」を「二百三十六万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百二十七万円」を「二百七十四万円」に改め、同項の2のホの(6)中「四百五十五万円」を「五百六十四万円」に改め、同項の2のホの(7)中「五百八十二万円」を「七百二十四万円」に改め、同項の2のホの(8)中「七百七十九万円」を「八百七十九万円」に改め、同表二十一の項の4のイ中「六千六百円」を「七千二百円」に改め、同項の4のロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項の4のハ中「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同項の5中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表二十三の項の4のイ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項の4のロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改め、同表四十六の項のロ中「をいう。」の下に「以下この項、」を、「金額」の下に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円)を加え、同表五十の項の1中(昭和四十二年法律第百四十九号)を削り、同表五十二の項の5のイ中(平成十四年法律第百五十一号)を削り、同表六十八の二の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。</p> <p>附則 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、本則の表八の項の改正規定は戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(令和六年三月一日)から、同表二十一の項及び二十三の項の改正規定は同年五月一日から施行する。</p> <p>総務大臣 鈴木 淳司 内閣総理大臣 岸田 文雄</p>	<p>8 戸籍法第百七十八條第二項(同法第百七十八條第二項)に基づき届出若しくは申規</p> <p>請の受理の証明書の交付、同法第百七十八條第二項(同法第百七十八條第二項)に基づき届出若しくは申規</p> <p>る事務</p> <p>表示したものを閲覧に供する</p> <p>書類又は届書等情報の内容を表示したものにつき三百五十円</p> <p>める様式による上質紙を用いる場合にあっては、一通につき千四百円)</p>
--	---